

## 【近畿運輸局】

(別添様式)

モード	行政処分等の年月日	局コード	事業者の氏名又は名称及び代表者名	フリガナ	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	処分件数	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20241205	6	株式会社旭(法人番号3140001084604)代表者 尾上 昌史	カブシキガイシャアサヒ	兵庫県洲本市納字横竹319-1	神戸	兵庫県神戸市西区見津が丘3丁目15-1	輸送施設の使用停止処分(40日車)	1	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年6月13日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間)(安全規則第3条第4項)、(3)(4)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】【記載事項等の不備】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(5)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	4	4
1	20241206	6	株式会社山喜(法人番号4160001011035)代表者 建部 光史	カブシキガイシャヤマキ	滋賀県近江八幡市桜宮町296-2	本社	滋賀県近江八幡市桜宮町296-2	輸送施設の使用停止処分(50日車)	1	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和6年5月10日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)点呼の実施違反【不適切】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記録】(安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)	5	5
1	20241209	6	ヤマト運輸株式会社(法人番号1010001092605)代表者 長尾 裕	ヤマトウニュカブシキガイシャ	東京都中央区銀座2丁目16番10号	浪速営業所	大阪府大阪市浪速区木津川2-2-40	文書警告	1	貨物自動車運送事業法第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置行為)が過去1年以内に3件に達した。(1)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

モード	行政処分等の年月日	局コード	事業者の氏名又は名称及び代表者名	フリガナ	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	処分件数	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20241209	6	辰巳運輸株式会社(法人番号8120001017908)代表者 萩原 良介	タツミウンユカブシキガイシャ	大阪府東大阪市水走1丁目15-10	東大阪	大阪府東大阪市水走1丁目15-10	文書警告	1	貨物自動車運送事業法第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置行為)が過去1年以内に3件に達した。(1)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
1	20241209	6	有限会社ティアンドエムサービス(法人番号4120002016706)代表者 竹田 和弘	ユウゲンガイシャティアンドエムサービス	大阪府東大阪市荒本西4丁目6番24号	本社	大阪府東大阪市荒本西4丁目6番24号	文書警告	1	貨物自動車運送事業法第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(着用義務違反)が過去1年以内に3件に達した。(1)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
1	20241212	6	株式会社秀鮮(法人番号3130001031581)代表者 遠藤 秀人	カブシキガイシャシュウセン	京都府京都市南区上鳥羽西浦町227番地	本社	京都府京都市南区上鳥羽西浦町227番地	文書警告	1	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年10月21日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)	0	0
1	20241218	6	株式会社伊佐商店(法人番号8120901040075)代表者 伊佐 文太	カブシキガイシャイサショウテン	大阪府摂津市安威川南町3番60号	本社	大阪府摂津市安威川南町3番60号	文書警告	1	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年11月19日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(3)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)	0	0